を

本月組織人員 892 人



不足は少しず

Ć

解消され

れ

て来たの

は

なく高止

まり

が

続

11

ます

が

てい騰は

た、

資材価

格

0

高

下

-がる気

配

皆さまのご

健

勝とご発展を祈

穏

か

な年となり

ます事

,を願

新

0

挨

拶

とさせて頂きます。

合長

高

柳

協

力して頂き有難うござい

は

な

11

か

と思わ

れます。

佐久

も

E-mail sakukenrou@coral.plala.or.jp

発行人

-384-2102 佐久市塩名田488-1 佐久建設労働組合 TEL (0267) 58 - 2404 FAX (0267) 58 - 2304

> 責任者 高柳 健司

新 年あけまして

めてとうございま

しては、新 えお喜び申し上 組 合員、 ご家族 1) げます。 希望に満 の皆様 に ちた年 お か を れ ま

頂 12 コ 振 日 頃より組合運営にご理解とご協 合 口 V) ナ感染防止対策を用い 返 わ せ、 感謝 りますと、 申 柔軟 し上 な運営を行うことが げます。 昨年同 様 て感染状 に昨 年 力 け

実施することが出来ました。 に受付をしてくださった 混雑することなく 受診 者の皆様 が 予約、 時

0

で、

間

通

IJ

健

康診

断は、

できまし

した。

況

に活動 ます。 掛 け

ij 年 1 +0 + に力を入り をし 青年 をしてもらいたいと思って て、 部 12 'n 青年 は 部員 多く 異 の増員・ \dot{O} 業 組 種 合員 0 を 仲

お

目

12

間

み、 危 昨 惧 今、 Ž 佐 れて 建設 久建労も 業で お IJ ŧ 団 働 塊世 く 職 人 0 よる 高 齡 脱 化

が進

を 培う れ 組 合存続 ば と思っております。 世代を育 0 ため ててて か れ から

場 催 集会です。 結び として使 さ 年 支部 ñ 明 に ます。 けより、 集会 のご協 各種 つて 様 0 組 開 各支部で支部 のご協力を頂きながら 力 お 頂 合 を 知 の二階大会議 催 らせ ても お は、 願 等 良 17 年に ŧ 致 iJ Z L あ 室を会 ま 思 IJ ます す。 度 が 11 0 ま

ので出席 ま 組 11 合員 Ŋ ます。 0 た 8 0 組 として進 め

1月の新規加入者 紹介者は 3名でした

> 新規加入者 6名



労働保険 委託事業主殿 労働保険第Ⅲ期の口座振替日は、25日です。

残高不足で口座振替不能にならぬ よう皆様のご協力をお願い致 します。



組合の加入・脱退締め切りは、24日です。(土日の場合は、前倒し)



本年も、どうぞよろしくお願い致します。役職員一同



産前産後期間の保険料軽減について

令和6年1月より出産した被保 険者にかかる保険料を軽減します。 組合員が出産したときは組合員分 の保険料、家族被保険者が出産し た時は出産した家族分の保険料を 軽減します。



※出産した被保険者の属する世帯の保険料全額ではありません。

◎保険料軽減期間

産前1ヶ月、産後(出産月を含む)3ヶ月の計4ヶ月。 多胎妊娠の場合は産前3ヶ月、産後3ヶ月の6ヶ月。

◎軽減対象者

産前産後の保険料軽減措置の施工は令和6年1月とな るので令和6年1月以降に軽減対象月がある場合軽減 の対象となります。よって令和5年11月1日以降の出 産被保険者が対象となります。

11月、12月に出産された方には組合より通知を郵送し ます。1月以降の出産に関しては組合に各種届出にお越 しいただいた際に手続きをしていただきます。

◎保険料軽減の届出

「国民健康保険産前産後の保険料軽減措置届出書」に 必要事項を記載し、母子手帳と共に提出していただき ます。

◎軽減した保険料の還付

産後3ヶ月の期間が経過した翌月に登録されている給 付金振込口座に軽減期間の保険料が長建国保から還付 されます。

不明な点がありましたら組合までご連絡ください。 **20267-58-2404**



新規加入をお待ちしています!

弁護士《無料》法律相談

- •相談日 2月6日(火)
- 時 間 午後4時30分~



組合員、または組合員の家族の相談となります。相談 を希望される方は、必ず事前に組合まで予約をしてく ださい。 締切 1月31日(水)

法人化する 従業員を雇い入れる そんな時は必ず事前に組合へご相談下さい

健保適用除外で加入した長建国保は「適切な保険」です。 協会けんぽに入りなおす必要はありません!!

☆健保適用除外とは☆

法律により法人事業所や常時 5 人以上の従業員がいる 個人事業所は、協会けんぽなどの健康保険と厚生年金の 加入が義務付けられています。しかし、国保組合が長年 果たしてきた役割を考慮し、長建国保の組合員は、年金 事務所へ健保適用除外申請をすることで、長建国保に残 ったまま厚生年金をかけることができます。

健康診断のお知らせ

次回の健康診断は下記の日程で実施します。

健診日 令和6年2月15日~16日 今年度最後の組合健診です。

申し込みをされていない方は早急に組合までご連絡ください。 ※申し込みには申込書の提出が必要となります。

- ※組合健診の日程で都合のつかない場合は、指定医療機関にて 1.000 円で特定健診を受診できる受診券を送付します。組合 までご連絡ください。
- ※人間ドックを受診された方は補助金申請の手続きをしてく
- ※事業所等で健診を受けた場合は結果と質問票を提出してく ださい。QUO カード 2,000 円を進呈します。

保険料口座引落について

今月の八十二銀行の口座引落し日は



『1月22日(月)』です。

口座の残金が請求額より1円でも不足すると指定口座 より保険料が引落しされません。

引落しは指定日の一日限りです。後日口座に入金してい ただいても翌月の引落し日まで引落しにはなりません。 先月からの残高がある場合は、その合計額が引落しとな ります。都合で引落しできなかった場合は現金で組合ま でお持ちいただくか、請求書記載の金額を組合口座まで 振込んでください。

※24 日までに入金が確認できない場合は督促料 100 円 を加算の上、督促状を発送します。月末までに必ず入 金をお願いします。

今後の予定

1月18日 県連第2部会

建労会館

1月19日 確定申告事前講習会 佐久建労会館

1月30日 国保理事会 2月5日 執行委員会 建労会館 建労会館

2月7日 三役会

佐久建労会館

本年もよろしくお願い申し上げます。

役職員一同

